

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の完全施行にあたって

全国堆肥センター協議会
会長 本田 浩次

いよいよ11月1日から、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（以下、家畜排せつ物法という。）の管理基準が完全施行された。これまでの5年間の猶予期間、野積み、素掘りなどの不適切な管理を解消するために堆肥舎、汚水処理施設などの施設整備に、関係者あがて取り組んできた。また、畜産環境整備機構においては、今年、300億円余と大幅に増額された補助付きリース事業の期限内執行に全力をあげてきたところであり、今後、速やかに工事が進むものと思われる。しかし、私は、正直なところ、施設整備を進めることは大切だが、こうして整備された施設がうまく活用されるかどうか、心配している。

各都道府県においては、早速、管理状況の調査を始めるとのことだが、いよいよ、法律が本格施行されるのだと身の引き締まる感がする。

家畜排せつ物法は、家畜排せつ物を適切に管理することと、家畜排せつ物を資源として有効に利用することの二つの柱からなっている。そこで、堆肥の品質の向上を図り、堆肥のさまざまな需要に安定的に応え、利用をきちんと出来る方向にもっていくことが、今後の機構の大事な仕事になると考えている。

堆肥センターはその規模からみても、共同利用施設という性格からしても、地域において家畜排せつ物の管理と利用の両面でモデルとなる中核的な施設である。全国堆肥センター協議会が、堆肥センター相互の連携とネットワーク化を図り、ますます、その役割を十分に発揮することが期待される。特に、今年度実施している堆肥センターにおける堆肥生産流通実態調査は、堆肥の生産流通の実態を把握し、地域の耕畜連携を推進するとともに堆肥流通の促進を図ることにより、堆肥センターの経営改善を進める上でも極めて重要なことだと考えている。事業実施に当たって皆様のご協力を心からお願い致します。